



得ないもの（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
- (5) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者
- (6) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（競争入札参加資格者から当該事業を承継した者を除く。）

## 第2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、業務の種類に応じ、A、B又はCの等級に格付した者とする。

### 1 経営規模

- (1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあっては資本金、準備金、積立金及び繰越金の合計額を、個人にあっては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）
- (2) 直前決算における事業に必要な機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額
- (3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

---

## 2 年間平均業務受託額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の業務受託額により算出した年間平均の業務受託額

## 3 直前決算における経営比率

### (1) 流動比率

流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に100を乗じたもの

### (2) 自己資本固定比率

自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値に100を乗じたもの

### (3) 総資本純利益率

純利益額を総資本の額で除して得た数値に100を乗じたもの

## 4 営業年数

事業を開始した日の属する年から競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する年までの年数

## 5 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障害者の雇用の状況

## 6 国際規格ISO14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ。）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格ISO14001又はエコアクション21の認証取得の有無

## 7 仕事と子育ての両立支援のための計画策定状況

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定による一般事業主行動計画の届出の有無（常時雇用する労働者の数が29人以下の事業主に限る。）

## 8 女性の活躍推進のための計画策定状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項の規定による一般事業主行動計画の届出の有無（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）

## 9 男女共同参画推進事業所の認証取得状況

---

富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所の認証取得の有無

10 信用状況

競争入札参加資格の審査の申請をした日前1年間における貸金不払、指名停止、営業停止、契約履行及び納税の状況

第3 資格審査の申請方法

1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 申請書及び第4(4)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。

なお、第4の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 第4の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算した額を記載するものとする。

4 申請書及び第4の添付書類を提出する場所は、次のとおりとする。

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課

電話番号 076-444-3171

第4 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 誓約書（様式第1号の2）

(2) 事業概要書（様式第2号）

(3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が交付する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）

(4) 財務諸表

(5) 事業経歴書（様式第3号）

(6) 技術者名簿（様式第4号）

(7) 使用印鑑届（様式第5号）

## (8) 納税証明書

ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前3月以内に交付されたもの

イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前3月以内に交付されたもの

(9) 障害者を雇用している場合にあつては、障害者雇用状況届（様式第6号）

(10) ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあつては、ISO又はエコアクション21認証取得登録証の写し

(11) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者であつて同項に規定する一般事業行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあつては、当該届出書類の写し

(12) 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあつては、当該届出書類の写し

(13) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を取得している場合にあつては、これを受けていることを証する書類の写し

(14) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあつては、これを受けていることを証する書類の写し

(15) 代理人を定めた場合にあつては、委任状

(16) 競争入札参加資格者から事業を承継した場合にあつては、当該事実を証する書類の写し

## 第5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

## 第6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 競争入札参加資格の有効期間は、第2の規定による格付をされた日から令和8年3月31日までとする。

2 競争入札参加資格の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了

---

する日の2月前までに申請書を提出するものとする。

#### 第7 申請書記載事項の変更の届出

第2の規定による格付をされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を変更届出書（様式第7号）により知事に届け出るものとする。

#### 第8 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
  - 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条の規定の例による。
-

様式第1号 (第3関係)

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所 (所在地)  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 郵便番号

富山県が締結する庁舎等の清掃、各種設備の保守、警備等の役務の提供を行う契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について (令和5年富山県告示第426号) 第1 (競争入札に参加することができない者) 各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項の全ては、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 提供を希望する主な役務の種類 (業務区分)

業務番号	業務名	希望する業務	業務番号	業務名	希望する業務
1	建築物清掃		6	電気設備保守	
2	廃棄物処理		7	通信設備保守	
3	機械警備		8	昇降機設備保守	
4	常駐警備		9	消防設備保守	
5	空調設備保守		10	その他の建築物管理業務	

(注) 「希望する業務」欄に○印を記入してください。

2 添付書類

- (1) 誓約書 (様式第1号の2)
- (2) 事業概要書 (様式第2号)
- (3) 登記事項証明書 (法人の場合) 又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書 (個人の場合)
- (4) 財務諸表
- (5) 事業経歴書 (様式第3号)
- (6) 技術者名簿 (様式第4号)
- (7) 使用印鑑届 (様式第5号)
- (8) 納税証明書 (国税及び県税)
- (9) 障害者雇用状況届 (様式第6号) (該当する場合)
- (10) ISO14001又はエコアクション21認証取得登録証の写し (該当する場合)
- (11) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定による一般事業主行動計画策定・変更届の写し (該当する場合)
- (12) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項の規定による一般事業主行動計画策定・変更届の写し (該当する場合)
- (13) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を受けていることを証する書類の写し (該当する場合)
- (14) 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類 (該当する場合)
- (15) 代理人に関する委任状 (該当する場合)
- (16) 競争入札参加資格者から事業を承継した事実を証する書類の写し (該当する場合)
- (17) その他

作成責任者 役職 氏名 電話番号  
 作成担当者 部署 氏名 電話番号

## 様式第1号の2 (第4関係)

## 誓約書

年 月 日

富山県知事 殿

住所(所在地)  
商号又は名称  
代表者氏名

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿(役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表)を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報(富山県警察本部)を提供することについて同意します。

## 記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
- 5 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している

作成責任者 役職  
作成担当者 部署氏名  
氏名電話番号  
電話番号





## 様式第4号（第4関係）

## 技術者名簿

## 1 従業員数一覧表

業務区分（ ）

	名称及び代表者	所在地 (管轄する区域)	従業員数
	富山県内の本・支店、営業所等		
その他の本・支店、営業所等			
計			

## 備考

- 「業務区分」ごとに作成し、複数の業務に従事する者については、主たる業務の区分に計上し、重複して計上しないでください。
- 「その他の本・支店、営業所等」の従業員数の欄には、県外勤務者等で富山県が発注する業務に従事することができない従業員数をまとめて記入してください。
- 「計」の「従業員数」は、事業概要書の業務区分ごとの「従業員数」と一致させてください。





様式第5号（第4関係）

使用印鑑届

使用印鑑	
法人使用印	代表者印

上記の印鑑は、貴殿に提出する入札書及び契約書に使用しますので届け出ます。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

富山県知事 殿

作成責任者 役職  
作成担当者 部署

氏名  
氏名

電話番号  
電話番号

様式第6号（第4関係）

障害者雇用状況届

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所（本店の所在地）  
 商号又は名称  
 代表者氏名

障害者の雇用の状況について、次のとおり届け出ます。  
 なお、この届出及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

雇用状況	A 事業所区分（富山県内、県外）	合計	富山県内	県外
	B 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）	人	人	人
	C 短時間労働者の数	人	人	人
	D 常用雇用労働者の数（ $B + C \times 0.5$ ）	人	人	人
	E 除外率	%	%	%
	F 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 （ $D - D \times E / 100$ ）	人	人	人
	G 常用雇用の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	ア 重度身体障害者の数	人	人	人
	イ ア以外の身体障害者の数	人	人	人
	ウ 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	エ ウ以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	オ 身体障害者の数（ $ア \times 2 + イ + ウ + エ \times 0.5$ ）	人	人	人
	カ 重度知的障害者の数	人	人	人
	キ カ以外の知的障害者の数	人	人	人
	ク 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	ケ ク以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	コ 知的障害者の数（ $カ \times 2 + キ + ク + ケ \times 0.5$ ）	人	人	人
	サ 精神障害者の数	人	人	人
	シ 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人
ス 精神障害者の数（ $サ + シ \times 0.5$ ）	人	人	人	
H 計（ $オ + コ + ス$ ）	人	人	人	
I 実雇用率（ $H / F \times 100$ ）	%	%	%	

作成責任者 役職 氏名 電話番号  
 作成担当者 部署 氏名 電話番号

## 様式第7号（第7関係）

## 変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

郵便番号

競争入札参加資格審査申請書の届出事項に、次のとおり変更があったので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

作成責任者 役職

氏名

電話番号

作成担当者 部署

氏名

電話番号



南砺市苗島字壺番島 254番		田	112
南砺市苗島字壺番島 255番		田	224
南砺市苗島字壺番島 256番		田	168
南砺市苗島字壺番島 257番		田	109
南砺市苗島字壺番島 258番		田	267
南砺市苗島字壺番島 259番		田	99
南砺市苗島字壺番島 260番		田	122
南砺市苗島字壺番島 267番		田	175
南砺市苗島字壺番島 268番		田	198
南砺市苗島字壺番島 269番		田	69
南砺市苗島字壺番島 270番		田	122
南砺市苗島字壺番島 271番		田	409
南砺市苗島字壺番島 272番		田	145
南砺市苗島字壺番島 277番		田	42
南砺市苗島字壺番島 331番		田	188
南砺市苗島字壺番島 332番		田	340
南砺市苗島 520番		田	2,198
南砺市遊部 649番 1	遊部	田	613
南砺市遊部 650番 1		田	1,011
南砺市遊部 720番		田	893
南砺市遊部3101番 5		田	14
南砺市遊部 723番		田	181の内 55
南砺市遊部 724番 1		田	990
南砺市遊部3101番10		田	18
南砺市遊部 725番 1		田	842
南砺市遊部 726番 1		田	987
南砺市遊部 727番 1		田	945

## 2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

地区	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
苗島	令和6年3月31日	5年	31,030円
遊部	令和6年3月31日	6月	147,072円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年12月13日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の

3 第 1 項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年11月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
生体情報管理システム一式の納入業務
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年11月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ハイメック 富山県富山市天正寺 384番地2
- 5 落札金額  
70,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年9月25日

**軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し**

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した旨の報告があったので、公表する。

令和5年11月29日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 特約業者の名称

久方商事株式会社

## 2 主たる事務所の所在地

富山市黒崎 641番地 1

## 3 指定の取消しの年月日

令和5年9月30日

**軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し**

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した旨の報告があったので、公表する。

令和5年11月29日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 特約業者の名称

六光商事有限会社

## 2 主たる事務所の所在地

南砺市やかた68番地

## 3 指定の取消しの年月日

令和5年9月30日

